

捕獲等事業評価シート

(ツキノワグマ)

富山県生活環境文化部自然保護課

STEP 1 予定通りの作業ができたか、効率的な捕獲ができたか評価する。

■ 事業概要

事業実施地域	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 県内ゾーン3区域* ※人間活動が活発でツキノワグマが本来生息していない地域。この区域でツキノワグマが出没し、市町村から支援の要請があった場合に、県から「クマ被害防止専門チーム」を派遣し、追い払い、追跡、捕獲などの支援を行う事業を実施。(出没時の体制の整備) 〔Ⅱ 問題個体管理〕 黒部市区域、富山市区域、高岡市区域、砺波市区域、南砺市区域、氷見市区域、小矢部市区域* ※イノシシ・ニホンジカの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施している地域。この捕獲場所の周辺でツキノワグマの目撃・痕跡が見られ、人家等が近い場合は、「捕獲専門チーム」(通常イノシシ・ニホンジカの捕獲を実施)がツキノワグマの捕獲を実施。
事業主体	富山県生活環境文化部自然保護課
事業実施期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日
捕獲手法	箱わな
事業メニュー	②捕獲等メニュー
事業費	5,550,000円(※)

(※) 捕獲コスト把握のため本事業地にかかる事業費のみ記載

■ 事業の評価

評価項目	当初予定	実績	評価
捕獲目標	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 10頭 〔Ⅱ 問題個体管理〕 10頭* (宇奈月1頭、大山2頭、城端1頭、福岡2頭、砺波2頭、氷見1頭、小矢部1頭)	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 0頭 〔Ⅱ 問題個体管理〕 0頭	捕獲目標の達成率は0%であった。目標が達成できなかった理由として、本事業を開始した秋以降、出没が減少したことが考えられる。
捕獲作業量	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 銃：40人日 〔Ⅱ 問題個体管理〕 箱わな：600台日	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 銃：0人日 〔Ⅱ 問題個体管理〕 箱わな：290台日	Ⅰについては、市町村から要請が求められる事態が発生しなかった。 Ⅱについては、機材確保等の都合で設置が遅れた。
効率的な捕獲	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 銃：0.25頭/人日 〔Ⅱ 問題個体管理〕 箱わな：0.02頭/台日	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 銃：0頭/人日 〔Ⅱ 問題個体管理〕 箱わな：0頭/台日	予定していた捕獲効率より少なかった理由について、本事業を開始した秋以降、出没が減少したためと考えられる。
事業に要した人員数	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 40人日 〔Ⅱ 問題個体管理〕 1,200人日	〔Ⅰ 侵入個体の排除〕 0人日 〔Ⅱ 問題個体管理〕 580人日	(「捕獲作業量」の評価と同様)
安全管理体制	指定管理鳥獣捕獲等事業	提出した計画に沿って	安全に予定どおりの計

	計画として提出	作業を行った。人身事故やその他の事故は発生しなかった。	画で事業が遂行された。
捕獲個体の処分方法	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載したとおり、チーム毎に、指定の場所での埋設、自治体の焼却施設での焼却または自家消費	— (捕獲がなかったため)	—
環境への影響への配慮	・非鉛製銃弾を使用	— (捕獲がなかったため)	—
捕獲個体の属性	— (※本年度から実施したため、前年度事業の実績なし)	— (捕獲がなかったため)	—

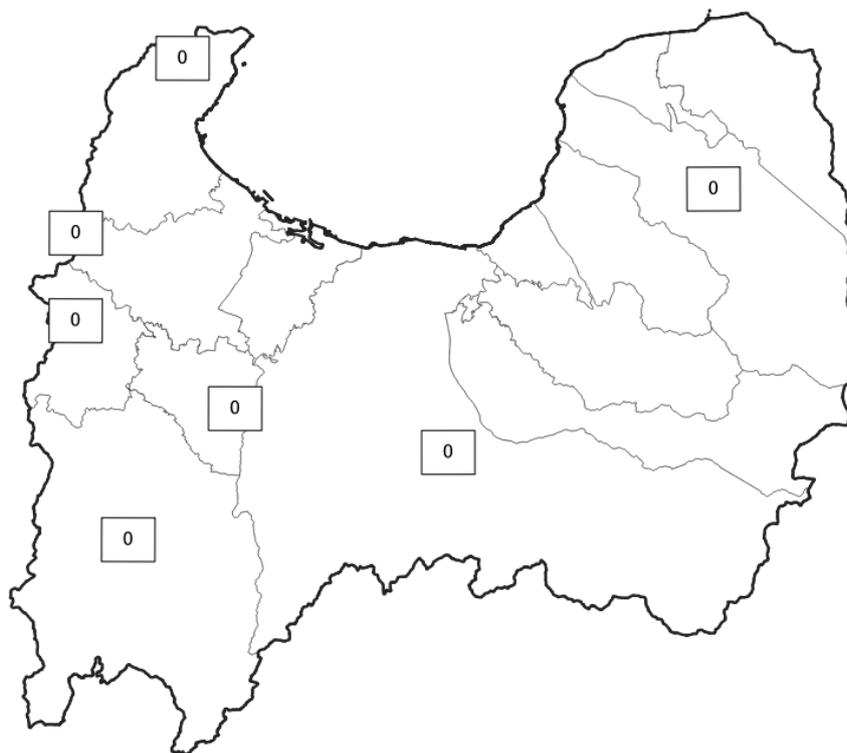


図1 ツキノワグマの捕獲数及び捕獲地点（5kmメッシュ）【わな】





**STEP 3 評価の結果を踏まえて、次年度事業の捕獲位置・時期・手法・従事者等の見直しを行う。**

■ 捕獲等事業に関する評価及び改善点 (STEP 1・2の検証を踏まえて記載する。)

1. 捕獲に関する評価及び改善点*	
【目標設定】	評価：〔Ⅰ、Ⅱ〕 管理計画の捕獲上限数の範囲で本事業の捕獲目標数を設定した。
	改善点：—
【実施期間】	評価：〔Ⅰ、Ⅱ〕 事業開始が秋となってしまう、市町村から要請を受ける期間やわなの設置期間が短かった
	改善点：〔Ⅰ、Ⅱ〕 本事業を春から開始する。
【実施位置】	評価：〔Ⅰ〕 (実績なし) 〔Ⅱ〕 計画どおりの位置で実施できた。
	改善点：—
【捕獲手法】	評価：〔Ⅰ〕 (実績なし) 〔Ⅱ〕 計画どおりの手法で実施した。
	改善点：—
【捕獲コスト】	評価：〔Ⅰ、Ⅱ〕 捕獲がなかったため、1頭あたりの捕獲コストは計算できなかった。
	改善点：〔Ⅰ、Ⅱ〕 本事業を春から開始することで捕獲数を増やす。
2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価：〔Ⅰ、Ⅱ〕 計画どおりの体制で実施した。
	改善点：—
【個体処分】	評価：— (個体処分の実績なし)
	改善点：—
【環境配慮】	評価：計画どおり実施した。
	改善点：—
【安全管理】	評価：計画どおり安全管理教育等を実施した。
	改善点：—
3. その他の事項に関する評価及び改善点	
4. 全体評価	
<p>令和6年度の春から夏にかけてはツキノワグマの目撃・痕跡情報が例年を上回る件数となっていた。同年9月から指定管理鳥獣対策事業交付金の活用が可能となり、Ⅰのクマ被害防止専門チームの体制を整備した。しかし、秋以降の目撃・痕跡情報の件数は例年の件数を下回り、ゾーン3での目撃・痕跡情報も少なかったことから、クマ被害防止専門チームの派遣要請を受けることはなかった。</p> <p>Ⅱについても、複数の捕獲専門チームに捕獲オリを整備して捕獲体制を整えたものの、これらの捕獲場所でも秋以降の目撃・痕跡情報が少なくなったことから、捕獲には至らなかった。</p> <p>令和7年度は、これらの体制を春から設置し、春から夏の出没も含めて対応できるようにする。</p>	

■ 特定鳥獣保護・管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

	モニタリング項目・方法
特定鳥獣保護・管理計画の目標	<p>地域個体群を安定的に維持しつつ、人身被害の防止や農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマの緊張状態のある共存関係を構築する。</p> <p>捕獲上限数：166 頭（R6 年度）</p>
寄与状況の評価	<p>ツキノワグマがゾーン3などに出没した場合は、地元市町村、地元猟友会員等で対応しているが、猟友会員の減少や高齢化により対応できる人員が少なくなっており、また、地域的にツキノワグマの対応に不慣れな地域もあり、そのような市町村にとってはクマ被害防止専門チームの派遣制度は特に有効であり、人身被害の防止につながる。</p> <p>また、個体数が増加傾向となっているイノシシ・ニホンジカの捕獲は今後も強化していくことが必要だが、全国的にはこれらの捕獲活動の最中でクマ類による人身被害も例年発生している。引き続き捕獲専門チームで問題個体の捕獲を行うことで、チーム員や近隣住民の人身被害の防止につなげる。</p>

